

半期報告書

(第108期中)

自 2025年4月1日
至 2025年9月30日

株式会社 名古屋銀行

E03652

当半期報告書は、電子開示手続により提出した半期報告書の記載事項を印刷製本したものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 重要な契約等	12
第3 提出会社の状況	13
1 株式等の状況	13
(1) 株式の総数等	13
① 株式の総数	13
② 発行済株式	13
(2) 新株予約権等の状況	13
① ストックオプション制度の内容	13
② その他の新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	16
① 発行済株式	16
② 自己株式等	16
2 役員の状況	16
第4 経理の状況	17
1 中間連結財務諸表	18
(1) 中間連結貸借対照表	18
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	19
中間連結損益計算書	19
中間連結包括利益計算書	20
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	21
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	57
3 中間財務諸表	58
(1) 中間貸借対照表	58
(2) 中間損益計算書	60
(3) 中間株主資本等変動計算書	61
4 その他	70
第二部 提出会社の保証会社等の情報	71

[中間監査報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月27日
【中間会計期間】	第108期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社 名古屋銀行
【英訳名】	The Bank of Nagoya, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤原 一朗
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目19番17号
【電話番号】	名古屋（052）951-5911（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 飯田 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 株式会社 名古屋銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）3274-3611
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 瀬川 崇史
【縦覧に供する場所】	株式会社 名古屋銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲二丁目2番1号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2023年度中間 連結会計期間	2024年度中間 連結会計期間	2025年度中間 連結会計期間	2023年度	2024年度			
				(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	48,206	48,381	60,405	101,276	102,788		
うち連結信託報酬	百万円	28	19	34	48	61		
連結経常利益	百万円	6,291	10,301	12,738	14,513	20,899		
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	4,501	7,509	9,145	—	—		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	10,036	14,730		
連結中間包括利益	百万円	17,945	△20,873	23,327	—	—		
連結包括利益	百万円	—	—	—	63,112	△21,243		
連結純資産	百万円	261,260	278,708	297,425	303,349	276,531		
連結総資産	百万円	5,273,945	5,636,232	6,101,086	5,431,037	5,770,358		
1株当たり純資産額	円	15,380.63	5,667.17	6,045.53	18,180.15	5,623.12		
1株当たり中間純利益	円	264.38	152.07	185.93	—	—		
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	594.13	298.91		
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	—	—	—	—	—		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—		
自己資本比率	%	4.95	4.94	4.87	5.58	4.79		
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	74,592	215,144	192,874	84,519	219,451		
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	15,843	16,610	△16,880	25,048	△49,886		
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△2,058	△3,820	△2,622	△5,129	△15,627		
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	534,977	778,972	878,347	551,038	704,976		
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,007 [478]	1,967 [481]	1,975 [494]	1,940 [467]	1,924 [486]		
信託財産額	百万円	1,741	1,621	1,498	1,588	1,478		

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1行です。
4. 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	36,242	35,658	47,655	75,989	75,895
うち信託報酬	百万円	28	19	34	48	61
経常利益	百万円	6,232	10,219	12,920	13,623	19,949
中間純利益	百万円	4,723	7,657	9,536	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	9,718	14,313
資本金	百万円	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090
発行済株式総数	千株	17,055	16,455	16,455	16,755	16,455
純資産	百万円	251,349	261,483	282,809	285,425	261,187
総資産	百万円	5,233,039	5,587,912	6,055,754	5,380,511	5,723,370
預金残高	百万円	4,476,904	4,700,147	5,298,105	4,519,813	4,797,283
貸出金残高	百万円	3,696,981	3,860,236	4,125,797	3,791,700	4,005,538
有価証券残高	百万円	904,782	877,942	979,188	938,103	940,306
1株当たり配当額	円	80.00	110.00	150.00	180.00	270.00
自己資本比率	%	4.80	4.67	4.67	5.30	4.56
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,771 [460]	1,729 [464]	1,740 [481]	1,705 [450]	1,687 [468]
信託財産額	百万円	1,741	1,621	1,498	1,588	1,478

(注) 自己資本比率は、(中間) 期末純資産の部合計を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、インバウンド消費の堅調な推移や賃上げ等を背景とした雇用環境の改善等により、緩やかな回復基調が続きました。その一方で、原材料・資源価格の高騰等による物価上昇や、中国経済の減速、長期化するウクライナ・中東情勢等の地政学リスクに加え、米国の追加関税による影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況下、当行の連結ベースでの当中間連結会計期間の財政状態・経営成績は以下のとおりとなりました。

預金の当中間連結会計期間末残高は、当中間連結会計期間中500,115百万円増加し5,290,299百万円となりました。預金の増加のうち、個人預金につきましては、当中間連結会計期間中6,436百万円の増加となりました。

貸出金の当中間連結会計期間末残高は、地元企業の資金需要や住宅ローンを中心とした個人向け融資等、各種資金ニーズに積極的に対応した結果により、当中間連結会計期間中117,994百万円増加し4,108,324百万円となりました。

当中間連結会計期間の経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金等が増加したことを主な要因として、前中間連結会計期間比12,023百万円増加し60,405百万円となりました。

経常費用は、預金利息及び国債等債券売却損が増加したことを主な要因として、前中間連結会計期間比9,586百万円増加し47,666百万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間比2,437百万円増加し12,738百万円となり、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比1,635百万円増加し9,145百万円となりました。

当中間連結会計期間のセグメントごとの経営成績につきましては、次のとおりであります。

(銀行業務)

経常収益は前中間連結会計期間比11,995百万円増加して47,655百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間比2,699百万円増加して12,929百万円となりました。

(リース業務)

経常収益は前中間連結会計期間比277百万円増加して11,480百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間比102百万円減少して320百万円となりました。

(カード業務)

経常収益は前中間連結会計期間比88百万円減少して1,192百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間比122百万円減少して325百万円となりました。

(その他業務)

経常収益は前中間連結会計期間比30百万円減少して1,422百万円、セグメント損失は20百万円（前中間連結会計期間はセグメント損失29百万円）となりました。

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金調達費用は、前中間連結会計期間に比べ5,366百万円増加し9,388百万円となり、資金運用収益は、前中間連結会計期間に比べ9,752百万円増加し33,302百万円になりました。

その結果、資金運用収支は、前中間連結会計期間に比べ4,385百万円増加し23,913百万円となりました。

役務取引等収支は、前中間連結会計期間に比べ613百万円増加し5,029百万円となりました。

また、その他業務収支は、前中間連結会計期間に比べ1,710百万円減少し△3,903百万円となりました。

なお、経常収益に占める主なものは、資金運用収益（合計）が55%、その他業務収益（合計）が23%であります。経常費用に占める資金調達費用（合計）の割合は20%、その他業務費用（合計）は38%となっております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	20,117	174	△764	19,527
	当中間連結会計期間	24,575	151	△812	23,913
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	24,100	261	△812	23,549
	当中間連結会計期間	33,994	244	△936	33,302
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,982	86	△48	4,021
	当中間連結会計期間	9,419	92	△123	9,388
信託報酬	前中間連結会計期間	19	—	—	19
	当中間連結会計期間	34	—	—	34
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,391	△0	25	4,415
	当中間連結会計期間	5,040	△1	△9	5,029
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,545	0	△85	6,460
	当中間連結会計期間	7,421	1	△117	7,304
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,153	1	△110	2,044
	当中間連結会計期間	2,381	2	△107	2,275
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,820	△149	△222	△2,192
	当中間連結会計期間	△3,629	△58	△215	△3,903
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	13,934	—	△254	13,679
	当中間連結会計期間	14,226	—	△237	13,989
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	15,754	149	△31	15,872
	当中間連結会計期間	17,856	58	△22	17,892

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店であります。

3. 「合計」欄は、内部取引金額等（相殺消去額（△））を相殺消去しております。

② 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益（合計）は、前中間連結会計期間に比べ844百万円増加し7,304百万円、役務取引等費用（合計）は、前中間連結会計期間に比べ230百万円増加し2,275百万円となりました。役務取引等収益のうち、預金・貸出業務が3,183百万円（44%）、為替業務が1,337百万円（18%）となっております。
役務取引等費用の主なものは、為替業務の198百万円（9%）であります。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,545	0	△85	6,460
	当中間連結会計期間	7,421	1	△117	7,304
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,909	0	△5	2,904
	当中間連結会計期間	3,188	0	△5	3,183
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,292	0	△16	1,277
	当中間連結会計期間	1,352	1	△16	1,337
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,106	—	—	1,106
	当中間連結会計期間	1,245	—	—	1,245
うち代理業務	前中間連結会計期間	621	—	—	621
	当中間連結会計期間	714	—	—	714
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	85	—	—	85
	当中間連結会計期間	82	—	—	82
うち保証業務	前中間連結会計期間	51	—	—	51
	当中間連結会計期間	54	—	—	54
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,153	1	△110	2,044
	当中間連結会計期間	2,381	2	△107	2,275
うち為替業務	前中間連結会計期間	194	—	—	194
	当中間連結会計期間	198	—	—	198

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店であります。

3. 「合計」欄は、内部取引金額等（相殺消去額（△））を相殺消去しております。

③ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	4,690,932	9,215	△6,174	4,693,973
	当中間連結会計期間	5,284,678	13,427	△7,806	5,290,299
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3,307,395	399	△6,164	3,301,630
	当中間連結会計期間	3,274,019	2,167	△7,496	3,268,690
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,349,481	8,815	△10	1,358,287
	当中間連結会計期間	1,973,155	11,259	△310	1,984,105
うちその他	前中間連結会計期間	34,054	—	—	34,054
	当中間連結会計期間	37,503	—	—	37,503
譲渡性預金	前中間連結会計期間	182,732	—	—	182,732
	当中間連結会計期間	33,000	—	—	33,000
総合計	前中間連結会計期間	4,873,664	9,215	△6,174	4,876,705
	当中間連結会計期間	5,317,678	13,427	△7,806	5,323,299

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、当行の海外店であります。
 3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 4. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 5. 「合計」欄は、内部取引金額等（相殺消去額（△））を相殺消去しております。

④ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	3,833,074	100.00	4,094,753	100.00
製造業	468,983	12.24	489,827	11.96
農業、林業	1,497	0.04	1,700	0.04
漁業	20	0.00	43	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	3,555	0.09	3,870	0.10
建設業	235,466	6.14	245,217	5.99
電気・ガス・熱供給・水道業	72,140	1.88	67,258	1.64
情報通信業	25,194	0.66	29,385	0.72
運輸業、郵便業	123,351	3.22	133,262	3.25
卸売業、小売業	382,114	9.97	433,630	10.59
金融業、保険業	425,710	11.11	479,613	11.71
不動産業、物品賃貸業	530,570	13.84	576,089	14.07
学術研究、専門・技術サービス業	29,887	0.78	30,756	0.75
宿泊業、飲食サービス業	39,811	1.04	39,715	0.97
生活関連サービス業、娯楽業	37,309	0.97	37,941	0.93
教育、学習支援業	12,009	0.31	13,773	0.34
医療、福祉	61,187	1.60	65,428	1.60
その他のサービス	92,236	2.41	98,659	2.41
地方公共団体	208,221	5.43	229,450	5.60
その他	1,083,806	28.27	1,119,127	27.33
海外及び特別国際金融取引勘定分	13,166	100.00	13,570	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	13,166	100.00	13,570	100.00
合計	3,846,240	—	4,108,324	—

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店であります。

3. 連結会社間の取引は、相殺消去しております。

(参考)

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当行1行であります。

○信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表）

資産				
科目	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
銀行勘定貸	1,478	100.00	1,498	100.00
合計	1,478	100.00	1,498	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
金銭信託	1,478	100.00	1,498	100.00
合計	1,478	100.00	1,498	100.00

(注) 共同信託他社管理財産については、前連結会計年度（2025年3月31日）及び当中間連結会計期間（2025年9月30日）のいずれも取扱残高はありません。

○元本補填契約のある信託の運用／受入状況（末残）

科目	前連結会計年度 (2025年3月31日)			当中間連結会計期間 (2025年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	1,478	—	1,478	1,498	—	1,498
資産計	1,478	—	1,478	1,498	—	1,498
元本	1,476	—	1,476	1,498	—	1,498
その他	2	—	2	—	—	—
負債計	1,478	—	1,478	1,498	—	1,498

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースでの現金及び現金同等物の残高は、当中間連結会計期間中に173,370百万円増加し、878,347百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比22,270百万円収入が減少し192,874百万円の収入となりました。収入の要因は、預金の増加等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比33,490百万円支出が増加し16,880百万円の支出となりました。支出の要因は、有価証券の取得による支出等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1,197百万円支出が減少し、2,622百万円の支出となりました。支出の要因は、配当金の支払等によるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当行が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についても重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーション・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（2019年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、%）

	2025年9月30日
1. 連結総自己資本比率（4／7）	11.99
2. 連結Tier 1 比率（5／7）	10.51
3. 連結普通株式等Tier 1 比率（6／7）	10.51
4. 連結における総自己資本の額	3,194
5. 連結におけるTier 1 資本の額	2,799
6. 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	2,799
7. リスク・アセットの額	26,620
8. 連結総所要自己資本額	2,129

連結レバレッジ比率（国際統一基準）

（単位：%）

	2025年9月30日
連結レバレッジ比率	5.29

単体自己資本比率（国際統一基準）

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 単体総自己資本比率（4／7）	11.75
2. 単体Tier 1 比率（5／7）	10.27
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6／7）	10.27
4. 単体における総自己資本の額	3,079
5. 単体におけるTier 1 資本の額	2,691
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	2,691
7. リスク・アセットの額	26,199
8. 単体総所要自己資本額	2,095

単体レバレッジ比率（国際統一基準）

(単位：%)

	2025年9月30日
単体レバレッジ比率	5.12

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	95	92
危険債権	681	580
要管理債権	119	125
正常債権	38,331	41,124

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

(注) 当行は、2025年4月22日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は100,000,000株増加し、150,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,455,487	49,366,461	東京証券取引所（プライム市場） 名古屋証券取引所（プレミア市場）	単元株式数は100株 であります。
計	16,455,487	49,366,461	—	—

(注) 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は32,910,974株増加し、49,366,461株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	16,455	—	25,090	—	18,645

(注) 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は32,910,974株増加し、49,366,461株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号	1,535	9.36
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7 号)	958	5.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	726	4.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	581	3.54
名銀みのり会	名古屋市中区錦三丁目19番17号	524	3.19
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	516	3.14
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	421	2.57
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	413	2.52
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	368	2.24
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	321	1.96
計	――	6,367	38.82

- (注) 1. 日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係る株式であります。
2. 上記のほか、自己株式が56千株あります。
3. 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。
4. 2024年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2024年7月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
- 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	421	2.52
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	26	0.16
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	111	0.67
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	277	1.66
合計	――	838	5.00

5. 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP) 及びその共同保有者であるウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド (Wellington Management International Ltd) が2025年9月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コングレス・ストリート280	1,151	7.00
ウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド (Wellington Management International Ltd)	英国 SW1E 5JL ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	123	0.75
合計	————	1,274	7.74

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,300	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,299,300	162,993	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 99,887	—	—
発行済株式総数	16,455,487	—	—
総株主の議決権	—	162,993	—

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
 2. 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱名古屋銀行	名古屋市中区錦三丁目19番17号	56,300	—	56,300	0.34
計	—	56,300	—	56,300	0.34

- (注) 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますが、自己名義所有株式数及び所有株式数の合計については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	711,182	884,357
コールローン及び買入手形	1,196	1,339
商品有価証券	2	3
有価証券	※1,※2,※4,※11 936,433	※1,※2,※4,※11 975,329
貸出金	※2,※3,※4,※5 3,990,329	※2,※3,※4,※5 4,108,324
外国為替	※2,※3 4,473	※2,※3 3,721
リース債権及びリース投資資産	42,047	43,713
その他資産	※2,※4 27,959	※2,※4 27,515
有形固定資産	※6,※7,※8 41,654	※6,※7,※8 41,475
無形固定資産	1,025	735
退職給付に係る資産	21,010	21,162
繰延税金資産	866	845
支払承諾見返	※2 9,429	※2 10,198
貸倒引当金	△17,252	△17,636
資産の部合計	5,770,358	6,101,086
負債の部		
預金	※4 4,790,183	※4 5,290,299
譲渡性預金	235,996	33,000
コールマネー及び売渡手形	—	209
借用金	※4,※9 367,700	※4,※9 368,675
外国為替	680	471
社債	※10 10,000	※10 10,000
信託勘定借	※12 1,478	※12 1,498
その他負債	52,045	56,791
賞与引当金	1,137	1,141
役員賞与引当金	15	8
退職給付に係る負債	263	259
役員退職慰労引当金	35	31
睡眠預金払戻損失引当金	49	26
偶発損失引当金	1,308	1,325
利息返還損失引当金	24	24
繰延税金負債	20,629	26,915
再評価に係る繰延税金負債	※6 2,847	※6 2,783
支払承諾	9,429	10,198
負債の部合計	5,493,827	5,803,660
純資産の部		
資本金	25,090	25,090
資本剰余金	21,241	21,249
利益剰余金	173,486	180,147
自己株式	△429	△385
株主資本合計	219,389	226,101
その他有価証券評価差額金	47,959	62,622
土地再評価差額金	※6 3,785	※6 3,647
退職給付に係る調整累計額	5,396	5,053
その他の包括利益累計額合計	57,141	71,323
純資産の部合計	276,531	297,425
負債及び純資産の部合計	5,770,358	6,101,086

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	48,381	60,405
資金運用収益	23,549	33,302
(うち貸出金利息)	15,235	21,268
(うち有価証券利息配当金)	7,610	9,862
信託報酬	19	34
役務取引等収益	6,460	7,304
その他業務収益	13,679	13,989
その他経常収益	※1 4,671	※1 5,773
経常費用	38,080	47,666
資金調達費用	4,021	9,388
(うち預金利息)	1,067	6,644
役務取引等費用	2,044	2,275
その他業務費用	15,872	17,892
営業経費	※2 15,138	※2 16,451
その他経常費用	※3 1,002	※3 1,658
経常利益	10,301	12,738
特別利益	2	342
固定資産処分益	2	342
特別損失	126	36
固定資産処分損	126	36
税金等調整前中間純利益	10,176	13,044
法人税、住民税及び事業税	1,954	3,743
法人税等調整額	712	155
法人税等合計	2,666	3,899
中間純利益	7,509	9,145
親会社株主に帰属する中間純利益	7,509	9,145

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	7,509	9,145
その他の包括利益	△28,383	14,182
その他有価証券評価差額金	△27,827	14,663
土地再評価差額金	—	△138
退職給付に係る調整額	△556	△342
中間包括利益	△20,873	23,327
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△20,873	23,327

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	21,241	164,268	△367	210,234
当中間期変動額					
剩余金の配当			△1,668		△1,668
親会社株主に帰属する中間純利益			7,509		7,509
自己株式の取得				△2,156	△2,156
自己株式の処分		4		53	57
自己株式の消却		△2,045		2,045	—
土地再評価差額金の取崩					
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替		2,041	△2,041		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	3,800	△58	3,742
当中間期末残高	25,090	21,241	168,069	△425	213,976

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	80,852	3,867	8,395	93,115	303,349
当中間期変動額					
剩余金の配当					△1,668
親会社株主に帰属する中間純利益					7,509
自己株式の取得					△2,156
自己株式の処分					57
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△27,827	—	△556	△28,383	△28,383
当中間期変動額合計	△27,827	—	△556	△28,383	△24,641
当中間期末残高	53,025	3,867	7,839	64,731	278,708

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,090	21,241	173,486	△429	219,389
当中間期変動額					
剩余金の配当			△2,622		△2,622
親会社株主に帰属する中間純利益			9,145		9,145
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		7		51	59
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩			138		138
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	7	6,660	43	6,712
当中間期末残高	25,090	21,249	180,147	△385	226,101

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	47,959	3,785	5,396	57,141	276,531
当中間期変動額					
剩余金の配当					△2,622
親会社株主に帰属する中間純利益					9,145
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					59
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩					138
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	14,663	△138	△342	14,182	14,182
当中間期変動額合計	14,663	△138	△342	14,182	20,894
当中間期末残高	62,622	3,647	5,053	71,323	297,425

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	10,176	13,044
減価償却費	1,341	1,233
株式報酬費用	23	29
貸倒引当金の増減（△）	△451	383
賞与引当金の増減額（△は減少）	△31	3
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△33	△7
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△288	△151
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	8	△3
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△6	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	43	△23
偶発損失引当金の増減（△）	△42	16
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
資金運用収益	△23,549	△33,302
資金調達費用	4,021	9,388
有価証券関係損益（△）	86	646
為替差損益（△は益）	5,504	266
固定資産処分損益（△は益）	124	△306
商品有価証券の純増（△）減	△2	△1
貸出金の純増（△）減	△65,382	△117,994
預金の純増減（△）	180,841	500,115
譲渡性預金の純増減（△）	59,392	△202,996
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△2,245	974
預け金（預入期間三ヶ月超）の純増（△）減	440	195
コールローン等の純増（△）減	60	△143
コールマネー等の純増減（△）	△426	209
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△17,363	—
外国為替（資産）の純増（△）減	297	752
外国為替（負債）の純増減（△）	25	△209
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△1,733	△1,666
信託勘定借の純増減（△）	32	19
資金運用による収入	22,803	30,591
資金調達による支出	△3,893	△7,618
その他	49,791	1,691
小計	219,566	195,133
法人税等の支払額	△4,422	△2,259
営業活動によるキャッシュ・フロー	215,144	192,874

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△142,984	△146,006
有価証券の売却による収入	104,734	86,337
有価証券の償還による収入	55,170	43,127
有形固定資産の取得による支出	△369	△967
無形固定資産の取得による支出	△43	△143
有形固定資産の売却による収入	102	771
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,610	△16,880
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,663	△2,614
自己株式の取得による支出	△2,156	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,820	△2,622
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	227,934	173,370
現金及び現金同等物の期首残高	551,038	704,976
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 778,972	※ 878,347

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

名古屋ビジネスサービス株式会社
株式会社名古屋リース
株式会社名古屋カード
株式会社名古屋エム・シーカード
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ
株式会社ナイス

(2) 非連結子会社 5社

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合
めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合
めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合
めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合
めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会

社等の名称 16社

T Y ホールディングス株式会社
株式会社トーヨー
F A パートナー株式会社
A I H O L D I N G S 株式会社
株式会社愛豊精機製作所
N S ホールディングス株式会社
三河鑛産株式会社
小島機鋼株式会社
株式会社中央情報システムズ
C N ホールディングス株式会社
株式会社N S K
N S K ホールディングス株式会社
株式会社セイクン
E l e c t r i c G r o u p 株式会社
株式会社光電工
E l e c t r i c G r o u p 2 株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 一社

(2) 持分法適用の関連会社 一社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 5社

めいぎん経営承継投資事業有限責任組合
めいぎんベンチャー1号投資事業有限責任組合
めいぎん事業再生1号投資事業有限責任組合
めいぎん地域活性化1号投資事業有限責任組合
めいぎんベンチャー2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

静岡・名古屋アライアンス投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

6社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく当中間連結会計期間末支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行及び連結子会社は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行及び連結子会社の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
株 式	一百万円	一百万円
出資金	2,549百万円	3,196百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,443百万円	9,272百万円
危険債権額	58,220百万円	58,138百万円
要管理債権額	13,591百万円	13,273百万円
三月以上延滞債権額	914百万円	992百万円
貸出条件緩和債権額	12,676百万円	12,280百万円
小計額	81,254百万円	80,684百万円
正常債権額	3,973,972百万円	4,094,050百万円
合計額	4,055,227百万円	4,174,734百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	11,143百万円	10,186百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	77,530百万円	74,600百万円
貸出金	491,676百万円	471,957百万円
その他資産	20百万円	8百万円
計	569,227百万円	546,566百万円

担保資産に対応する債務

預金	23,813百万円	27,480百万円
借用金	330,000百万円	330,000百万円

なお、上記有価証券のうち預金及び手形交換等の取引の共通担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	77,530百万円	74,600百万円

上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	22,418百万円	24,221百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	979百万円	1,747百万円
保証金	600百万円	604百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	722,974百万円	743,662百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	698,937百万円	720,806百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
2,549百万円	2,416百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額 35,218百万円	35,199百万円

※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
圧縮記帳額 (前連結会計年度または当中間連結会計期間の圧縮記帳額) 2,960百万円 (- 百万円)	2,888百万円 (- 百万円)

※9. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
劣後特約付借入金 20,000百万円	20,000百万円

※10. 社債には、実質破綻時免除特約付劣後社債が含まれております。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
実質破綻時免除特約付劣後社債 10,000百万円	10,000百万円

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
53,551百万円	53,814百万円

※12. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託 1,478百万円	1,498百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	4,405百万円	5,538百万円
償却債権取立益	一百万円	0百万円
偶発損失引当金戻入益	42百万円	一百万円

※2. 「営業経費」には次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当(賞与等を含む)	7,504百万円	7,893百万円
退職給付費用	△521百万円	△79百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	6百万円	874百万円
貸出金償却	0百万円	0百万円
株式等売却損	207百万円	13百万円
株式等償却	5百万円	一百万円
偶発損失引当金繰入額	一百万円	16百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	62百万円	一百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)
前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,755	—	300	16,455	(注) 1
合 計	16,755	—	300	16,455	
自己株式					
普通株式	69	300	307	62	(注) 2
合 計	69	300	307	62	

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少300千株は、自己株式消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる0千株の増加、及び自己株式取得による300千株の増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による7千株の減少、及び自己株式消却による300千株の減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,668	100.00	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	1,803	その他 利益剰余金	110.00	2024年9月30日	2024年12月6日

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	16,455	—	—	16,455	
合 計	16,455	—	—	16,455	
自己株式					
普通株式	62	0	7	56	(注)
合 計	62	0	7	56	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる0千株の増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分7千株の減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,622	160.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	2,459	その他 利益剰余金	150.00	2025年9月30日	2025年12月11日

(注) 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	784,771百万円	884,357百万円
預入期間が3カ月を超える預け金勘定	△5,798百万円	△6,010百万円
現金及び現金同等物	778,972百万円	878,347百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	274	251
1年超	178	141
合 計	453	393

貸主側

1. ファイナンス・リース取引
 - (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分	38,029	39,586
見積残存価額部分	6,624	7,079
受取利息相当額	△3,547	△3,866
リース投資資産	41,106	42,798

- (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	341	213	177	100	67	77
リース投資資産	11,709	9,369	7,246	5,093	2,685	1,923

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	301	219	166	110	80	75
リース投資資産	12,091	9,869	7,699	5,239	2,784	1,902

2. オペレーティング・リース取引
 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	207	339
1年超	317	201
合 計	524	540

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預け金、コールローン、コールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 價	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	120,000	112,008	△7,991
その他有価証券（＊1）	777,367	777,367	—
(2) 貸出金	3,990,329		
貸倒引当金（＊2）	△16,346		
	3,973,982	3,947,403	△26,579
資産計	4,871,350	4,836,779	△34,570
(1) 預金	4,790,183	4,789,756	△427
(2) 譲渡性預金	235,996	236,125	129
(3) 借用金	367,700	367,588	△111
(4) 社債	10,000	9,834	△165
負債計	5,403,880	5,403,305	△574
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(727)	(727)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(727)	(727)	—

（＊1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 價	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	120,000	114,341	△5,658
その他有価証券（＊1）	814,793	814,793	—
(2) 貸出金	4,108,324		
貸倒引当金（＊2）	△16,649		
	4,091,674	4,056,198	△35,476
資産計	5,026,468	4,985,333	△41,135
(1) 預金	5,290,299	5,292,002	1,703
(2) 謙渡性預金	33,000	33,005	5
(3) 借用金	368,675	368,582	△92
(4) 社債	10,000	9,823	△176
負債計	5,701,974	5,703,414	1,439
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,189)	(2,189)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2,189)	(2,189)	—

(＊1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式（＊1）（＊2）	1,940	1,908
組合出資金（＊3）（＊4）	37,126	38,627

(＊1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 前連結会計年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

当中間連結会計期間において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(＊3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊4) 前連結会計年度において、組合出資金について278百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、組合出資金について46百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（*1）				
その他有価証券				
国債・地方債等	178,130	96,436	—	274,567
社債	—	153,985	52,908	206,894
株式	119,018	—	—	119,018
その他	25,619	129,767	—	155,387
デリバティブ取引				
通貨関連	—	20	—	20
その他	—	—	24	24
資産計	322,768	380,209	52,932	755,911
デリバティブ取引				
通貨関連	—	747	—	747
その他	—	—	24	24
負債計	—	747	24	771

（*1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は21,499百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上（*1）					
17,415	—	377	3,707	—	—	21,499	—

（*1）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②第24-9項の取扱いを適用した連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの	21,499

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券（*1）				
その他有価証券				
国債・地方債等	214,882	100,338	—	315,220
社債	—	136,048	53,106	189,154
株式	129,797	—	—	129,797
その他	27,141	131,175	—	158,317
デリバティブ取引				
通貨関連	—	37	—	37
その他	—	—	18	18
資産計	371,821	367,599	53,124	792,545
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,226	—	2,226
その他	—	—	18	18
負債計	—	2,226	18	2,244

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は22,303百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上（*1）					
21,499	—	304	498	—	—	22,303	—

(*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②第24-9項の取扱いを適用した中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約申込から解約約定までに数か月を要するもの	22,303

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	112,008	—	112,008
貸出金	—	—	3,947,403	3,947,403
資産計	—	112,008	3,947,403	4,059,412
預金	—	4,789,756	—	4,789,756
譲渡性預金	—	236,125	—	236,125
借用金	—	350,098	17,490	367,588
社債	—	9,834	—	9,834
負債計	—	5,385,814	17,490	5,403,305

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	114,341	—	114,341
貸出金	—	—	4,056,198	4,056,198
資産計	—	114,341	4,056,198	4,170,539
預金	—	5,292,002	—	5,292,002
譲渡性預金	—	33,005	—	33,005
借用金	—	350,074	18,508	368,582
社債	—	9,823	—	9,823
負債計	—	5,684,905	18,508	5,703,414

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債や上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債については、見積将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しており、レベル3の時価に分類しております。

他の公表された相場価格のない一部の有価証券については、外部業者（ブローカー等）により入手した相場価格を時価としており、それらに使用されたインプットに基づきレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、見積将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用スプレッド等を加算した金利で割り引いて時価を算出しているほか、貸出の種類によっては新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算出する場合やオプション価格計算モデル等により算出した価額を考慮して時価とする場合もあり、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表上（連結貸借対照表上）の債権等計上額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているこ

とから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）の帳簿価額を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いて現在価値を算出していることからレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の将来キャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて算出しています。

なお、当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行の発行する社債は市場価格のあるものとしてレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法にて時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レートであります。また、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加 重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.00% – 15.57%	0.11%

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加 重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	0.00% – 15.22%	0.10%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊1）
		損益に計上（＊1）	その他の包括利益に計上（＊2）					
有価証券 その他有価証券	49,365	2	△524	4,065	—	—	52,908	—
デリバティブ取引 その他（＊3）	—	—	—	—	—	—	—	—

(＊1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(＊2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊1）
		損益に計上（＊1）	その他の包括利益に計上（＊2）					
有価証券 その他有価証券	52,908	△18	△46	262	—	—	53,106	—
デリバティブ取引 その他（＊3）	—	—	—	—	—	—	—	—

(＊1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(＊2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、リスクフリーレート等の市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

※1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」について記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	112,008	△7,991
	小計	120,000	112,008	△7,991
合計		120,000	112,008	△7,991

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	120,000	114,341	△5,658
	小計	120,000	114,341	△5,658
合計		120,000	114,341	△5,658

2. その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	118,157	32,540	85,617
	債券	19,342	19,312	29
	国債	8,926	8,914	12
	地方債	2,411	2,409	2
	社債	8,004	7,989	15
	その他	119,062	115,599	3,463
	小計	256,562	167,452	89,110
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	860	921	△61
	債券	462,119	479,336	△17,217
	国債	169,203	177,992	△8,788
	地方債	94,025	96,833	△2,807
	社債	198,889	204,511	△5,621
	その他	57,824	60,726	△2,902
	小計	520,804	540,985	△20,180
合 計		777,367	708,437	68,929

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	129,526	31,375	98,150
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	150,572	143,473	7,099
	小計	280,098	174,848	105,250
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	271	320	△48
	債券	504,375	518,789	△14,413
	国債	214,882	223,598	△8,716
	地方債	100,338	102,344	△2,005
	社債	189,154	192,846	△3,692
	その他	30,047	30,992	△944
	小計	534,694	550,101	△15,406
合 計		814,793	724,950	89,843

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、5百万円（うち、株式5百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、20百万円（うち、債券20百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたり、中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について、一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復可能性を検討し、時価の下落が一時的で、概ね1年以内に取得原価に近い水準まで時価が回復することを合理的な根拠をもって予測できる場合を除き、すべて減損処理しております。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	69,108
その他有価証券	69,108
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	21,149
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	47,959
（△）非支配株主持分相当額	—
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	47,959

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	90,011
その他有価証券	90,011
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	27,388
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	62,622
（△）非支配株主持分相当額	—
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	62,622

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	92,106	—	△743	△743
	為替予約	7,708	—	15	15
	売建	3,402	—	20	20
	買建	4,306	—	△4	△4
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△727	△727

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	109,260	—	△2,189	△2,189
	為替予約	9,956	—	△0	△0
	売建	4,414	—	△37	△37
	買建	5,541	—	37	37
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△2,189	△2,189

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(7) その他

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ等				
	売建	1,230	150	24	—
	賃建	1,230	150	△24	—
	合計	——	——	—	—

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ等				
	売建	1,230	50	18	—
	賃建	1,230	50	△18	—
	合計	——	——	—	—

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業経費	23	29

2. 譲渡制限付株式の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式の内容

	2022年7月22日付与①
付与対象者の区分及び人数	当行取締役5名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）
株式の種類別の付与された株式数	普通株式32,960株
付与日	2022年7月22日
対象勤務期間	対象取締役に割当て済みである株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であって未行使のものを権利放棄することに代えて付与する譲渡制限付株式報酬
譲渡制限期間	2022年7月22日から割当対象者が当行の取締役の地位から退任する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあること
付与日における公正な評価単価（円）	3,105

	2022年7月22日付与②
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）
株式の種類別の付与された株式数	普通株式7,721株
付与日	2022年7月22日
対象勤務期間	当行第104期定時株主総会から2023年6月開催予定の当行第105期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	2022年7月22日から割当対象者が当行の取締役の地位から退任する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあること
付与日における公正な評価単価（円）	3,105

	2023年7月21日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当行の執行役員7名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式11,412株
付与日	2023年7月21日
対象勤務期間	当行第105期定時株主総会から2024年6月開催予定の当行第106期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	2023年7月21日から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあること
付与日における公正な評価単価（円）	3,285

	2024年 7月18日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 7名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当行の執行役員10名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式7,785株
付与日	2024年 7月18日
対象勤務期間	当行第106期定時株主総会から2025年6月開催予定の当行第107期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	2024年 7月18日から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあること
付与日における公正な評価単価（円）	7,420

	2025年 7月24日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 5名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び当行の執行役員12名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式7,558株
付与日	2025年 7月24日
対象勤務期間	当行第107期定時株主総会から2026年6月開催予定の当行第108期定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	2025年 7月24日から割当対象者が当行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあること
付与日における公正な評価単価（円）	7,820

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2022年 7月22日 付与①	2022年 7月22日 付与②	2023年 7月21日 付与	2024年 7月18日 付与	2025年 7月24日 付与
譲渡制限解除前（株）					
前連結会計年度末	14,890	4,743	10,517	7,785	—
付与	—	—	—	—	7,558
無償取得	—	—	—	—	—
譲渡制限解除	—	724	1,484	991	—
未解除残	14,890	4,019	9,033	6,794	7,558

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当行グループは、銀行業務を中心に、総合ファイナンスリース業、カード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業務」、「リース業務」及び「カード業務」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業務」は、当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務等を行い、お客さまの多様なニーズに、より一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取組んでおります。「リース業務」は、国内子会社の株式会社名古屋リースにおいて、総合ファイナンスリース業を行っております。また「カード業務」は、国内子会社の株式会社名古屋カード及び株式会社名古屋エム・シーカードにおいて、クレジットカード業を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業務	リース業務	カード業務	計		
信託報酬	19	—	—	19	—	19
役務取引等収益						
預金・貸出業務	2,909	—	—	2,909	—	2,909
為替業務	1,293	—	—	1,293	—	1,293
証券関連業務	1,106	—	—	1,106	—	1,106
代理業務	621	—	—	621	—	621
その他	615	—	—	615	—	615
その他の業務収益						
カード関係業務	—	—	1,001	1,001	—	1,001
その他関係業務	—	939	—	939	1,380	2,319
顧客との契約から生じる 経常収益	6,565	939	1,001	8,506	1,380	9,887
上記以外の経常収益	28,173	10,158	167	38,499	34	38,533
外部顧客に対する経常収益	34,739	11,097	1,169	47,006	1,414	48,420
セグメント間の内部経常収益	921	105	111	1,137	38	1,176
計	35,660	11,202	1,280	48,143	1,453	49,597
セグメント利益又は損失 (△)	10,229	423	448	11,101	△29	11,071
セグメント資産	5,587,913	58,505	17,025	5,663,443	2,732	5,666,176
セグメント負債	5,326,433	50,444	13,185	5,390,062	1,159	5,391,222
その他の項目						
減価償却費	1,060	223	4	1,289	51	1,341
資金運用収益	24,338	1	21	24,362	0	24,362
資金調達費用	3,977	90	1	4,069	0	4,069
貸倒引当金繰入額	—	46	—	46	—	46
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	103	62	1	166	—	166

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療システム事業、I C T 支援事業等を含んでおります。
 3. 減価償却費には、システム関連投資にかかるその他償却額を含んでおります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業務	リース業務	カード業務	計		
信託報酬	34	—	—	34	—	34
役務取引等収益						
預金・貸出業務	3,188	—	—	3,188	—	3,188
為替業務	1,353	—	—	1,353	—	1,353
証券関連業務	1,245	—	—	1,245	—	1,245
代理業務	714	—	—	714	—	714
その他	920	—	—	920	—	920
その他の業務収益						
カード関係業務	—	—	1,034	1,034	—	1,034
その他関係業務	—	940	—	940	1,375	2,315
顧客との契約から生じる 経常収益	7,457	940	1,034	9,432	1,375	10,807
上記以外の経常収益	39,122	10,434	49	49,605	23	49,629
外部顧客に対する経常収益	46,579	11,374	1,084	59,038	1,398	60,436
セグメント間の内部経常収益	1,076	106	108	1,290	24	1,314
計	47,655	11,480	1,192	60,328	1,422	61,751
セグメント利益又は損失 (△)	12,929	320	325	13,575	△20	13,555
セグメント資産	6,055,769	65,381	17,669	6,138,820	2,779	6,141,599
セグメント負債	5,772,950	57,109	13,987	5,844,047	1,096	5,845,143
その他の項目						
減価償却費	948	228	7	1,184	48	1,233
資金運用収益	34,215	2	18	34,236	1	34,238
資金調達費用	9,328	178	4	9,511	0	9,511
貸倒引当金繰入額	887	—	—	887	18	906
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	931	124	42	1,098	13	1,112

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、医療システム事業、I C T 支援事業等を含んでおります。

3. 減価償却費には、システム関連投資にかかるその他償却額を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	48,143	60,328
「その他」の区分の経常収益	1,453	1,422
セグメント間取引消去	△1,176	△1,314
貸倒引当金戻入益	△39	△31
中間連結損益計算書の経常収益	48,381	60,405

(注) 一般企業の売上高に代えて経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	11,101	13,575
「その他」の区分の利益	△29	△20
セグメント間取引消去	△770	△817
中間連結損益計算書の経常利益	10,301	12,738

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	5,663,443	6,138,820
「その他」の区分の資産	2,732	2,779
セグメント間取引消去	△38,790	△45,953
退職給付に係る資産の調整額	8,846	5,440
中間連結貸借対照表の資産合計	5,636,232	6,101,086

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	5,390,062	5,844,047
「その他」の区分の負債	1,159	1,096
セグメント間取引消去	△34,705	△41,869
退職給付に係る負債の調整額	1,007	386
中間連結貸借対照表の負債合計	5,357,524	5,803,660

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	1,289	1,184	51	48	—	—	1,341	1,233
資金運用収益	24,362	34,236	0	1	△812	△936	23,549	33,302
資金調達費用	4,069	9,511	0	0	△48	△123	4,021	9,388
貸倒引当金繰入額	46	887	—	18	△39	△31	6	874
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	166	1,098	—	13	—	—	166	1,112

(注) 資金運用収益の調整額及び資金調達費用の調整額は、全てセグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,274	12,078	11,097	9,970	48,420

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	21,292	15,470	11,374	12,299	60,436

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1 株当たり純資産額		5,623円12銭	6,045円53銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	276,531	297,425
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	276,531	297,425
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	49,177	49,197

(注) 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益		152円07銭	185円93銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	7,509	9,145
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	7,509	9,145
普通株式の期中平均株式数	千株	49,382	49,185

(注) 1. 当行は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり中間純利益につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2025年4月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で「株式分割」及び株式分割に伴う「定款の一部変更」を行いました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、当行株式に投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月30日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

なお、今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数 16,455,487株

今回の分割により増加する株式数 32,910,974株

株式分割後の発行済株式総数 49,366,461株

株式分割後の発行可能株式総数 150,000,000株

③分割の日程

基準日公告日 2025年9月12日（金曜日）

基準日 2025年9月30日（火曜日）

効力発生日 2025年10月1日（水曜日）

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計期間 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	5,623円12銭	6,045円53銭

	前中間連結会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	当中間連結会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日
1株当たり中間純利益	152円07銭	185円93銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日（水曜日）をもって、当行定款第5条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

変更前定款	変更後定款
第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5千万株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億5千万株</u> とする。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	710,806	883,905
コールローン	1,196	1,339
商品有価証券	2	3
有価証券	※1,※2,※4,※9 940,306	※1,※2,※4,※9 979,188
貸出金	※2,※3,※4,※5 4,005,538	※2,※3,※4,※5 4,125,797
外国為替	※2,※3 4,473	※2,※3 3,721
その他資産	※2 10,923	※2 11,415
その他の資産	※4 10,923	※4 11,415
有形固定資産	※6 40,388	※6 40,093
無形固定資産	783	584
前払年金費用	15,324	15,721
支払承諾見返	※2 9,424	※2 10,194
貸倒引当金	△15,797	△16,211
資産の部合計	5,723,370	6,055,754
負債の部		
預金	※4 4,797,283	※4 5,298,105
譲渡性預金	235,996	33,000
コールマネー	—	209
借用金	※4,※7 350,098	※4,※7 350,074
外国為替	680	471
社債	※8 10,000	※8 10,000
信託勘定借	※10 1,478	※10 1,498
その他負債	31,687	37,733
未払法人税等	1,560	3,221
リース債務	44	47
資産除去債務	54	54
その他の負債	30,027	34,409
賞与引当金	992	997
退職給付引当金	2,181	1,933
睡眠預金払戻損失引当金	49	26
偶発損失引当金	1,308	1,325
繰延税金負債	18,153	24,590
再評価に係る繰延税金負債	2,847	2,783
支払承諾	9,424	10,194
負債の部合計	5,462,183	5,772,945

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	25,090	25,090
資本剰余金	18,645	18,653
資本準備金	18,645	18,645
その他資本剰余金	—	7
利益剰余金	166,160	173,212
利益準備金	8,029	8,029
その他利益剰余金	158,130	165,182
買換資産圧縮積立金	1,583	1,576
別途積立金	57,720	57,720
繰越利益剰余金	98,826	105,886
自己株式	△429	△385
株主資本合計	209,467	216,570
その他有価証券評価差額金	47,934	62,591
土地再評価差額金	3,785	3,647
評価・換算差額等合計	51,719	66,238
純資産の部合計	261,187	282,809
負債及び純資産の部合計	5,723,370	6,055,754

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	35,658	47,655
資金運用収益	24,338	34,215
(うち貸出金利息)	15,261	21,372
(うち有価証券利息配当金)	8,373	10,671
信託報酬	19	34
役務取引等収益	6,545	7,422
その他業務収益	121	199
その他経常収益	※1 4,632	※1 5,783
経常費用	25,439	34,735
資金調達費用	3,977	9,328
(うち預金利息)	1,067	6,645
役務取引等費用	2,155	2,383
その他業務費用	4,458	6,253
営業経費	※2 13,866	※2 15,094
その他経常費用	※3 981	※3 1,674
経常利益	10,219	12,920
特別利益	—	341
特別損失	114	36
税引前中間純利益	10,104	13,226
法人税、住民税及び事業税	1,724	3,551
法人税等調整額	723	138
法人税等合計	2,447	3,689
中間純利益	7,657	9,536

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剩余金			利益剩余金					
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金			繰越利益 剩余金	利益剩余金合計
当期首残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,620	57,720	89,989	157,359
当中間期変動額									
剰余金の配当								△1,668	△1,668
中間純利益								7,657	7,657
自己株式の取得									
自己株式の処分			4	4					
自己株式の消却			△2,045	△2,045					
買換資産圧縮積立金の取崩						△7		7	—
土地再評価差額金の取崩									
その他利益剩余金からその他資本剩余金への振替			2,041	2,041				△2,041	△2,041
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7	—	3,955	3,947
当中間期末残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,612	57,720	93,944	161,306

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△367	200,728	80,829	3,867	84,696	285,425
当中間期変動額						
剰余金の配当		△1,668				△1,668
中間純利益		7,657				7,657
自己株式の取得	△2,156	△2,156				△2,156
自己株式の処分	53	57				57
自己株式の消却	2,045	—				—
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
土地再評価差額金の取崩						
その他利益剩余金からその他資本剩余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△27,831	—	△27,831	△27,831
当中間期変動額合計	△58	3,889	△27,831	—	△27,831	△23,941
当中間期末残高	△425	204,617	52,998	3,867	56,865	261,483

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
当期首残高	25,090	18,645	—	18,645	8,029	1,583	57,720	98,826	166,160
当中間期変動額									
剩余金の配当								△2,622	△2,622
中間純利益								9,536	9,536
自己株式の取得									
自己株式の処分			7	7					
自己株式の消却									
買換資産圧縮積立金の取崩						△7		7	—
土地再評価差額金の取崩								138	138
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替									
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	7	7	—	△7	—	7,060	7,052
当中間期末残高	25,090	18,645	7	18,653	8,029	1,576	57,720	105,886	173,212

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△429	209,467	47,934	3,785	51,719	261,187
当中間期変動額						
剩余金の配当		△2,622				△2,622
中間純利益		9,536				9,536
自己株式の取得	△7	△7				△7
自己株式の処分	51	59				59
自己株式の消却						
買換資産圧縮積立金の取崩		—				—
土地再評価差額金の取崩		138				138
その他利益剰余金からその他資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			14,656	△138	14,518	14,518
当中間期変動額合計	43	7,103	14,656	△138	14,518	21,622
当中間期末残高	△385	216,570	62,591	3,647	66,238	282,809

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

その他の：4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する各債務者区分の債権については、以下のとおりです。正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の倒産実績を基礎とした倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	4,035百万円	4,035百万円
出資金	2,536百万円	3,180百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,398百万円	9,234百万円
危険債権額	58,072百万円	58,009百万円
要管理債権額	12,760百万円	12,504百万円
三月以上延滞債権額	914百万円	992百万円
貸出条件緩和債権額	11,845百万円	11,512百万円
小計額	80,231百万円	79,749百万円
正常債権額	3,990,203百万円	4,112,459百万円
合計額	4,070,435百万円	4,192,209百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	11,143百万円	10,186百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	77,530百万円	74,600百万円
貸出金	491,676百万円	471,957百万円
その他の資産	20百万円	8百万円
計	569,227百万円	546,566百万円
担保資産に対応する債務		
預金	23,813百万円	27,480百万円
借用金	330,000百万円	330,000百万円

なお、上記有価証券のうち預金及び手形交換等の取引の共通担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	77,530百万円	74,600百万円
上記のほか、内国為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。		
有価証券	22,418百万円	24,221百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金融商品等差入担保金	979百万円	1,747百万円
保証金	596百万円	600百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	723,824百万円	744,709百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	699,787百万円	721,853百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
圧縮記帳額 (前事業年度または当中間会計期間の 圧縮記帳額)	2,960百万円 (－ 百万円)	2,888百万円 (－ 百万円)

※7. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
劣後特約付借入金	20,000百万円	20,000百万円

※8. 社債には、実質破綻時免除特約付劣後社債が含まれております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
実質破綻時免除特約付劣後社債	10,000百万円	10,000百万円

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	53,551百万円	53,814百万円

※10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
金銭信託	1,478百万円	1,498百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金戻入益	0百万円	－百万円
株式等売却益	4,347百万円	5,538百万円
償却債権取立益	－百万円	0百万円
偶発損失引当金戻入益	42百万円	－百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	718百万円	619百万円
無形固定資産	350百万円	337百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	－百万円	889百万円
株式等売却損	207百万円	13百万円
株式等償却	5百万円	－百万円
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	62百万円	－百万円
偶発損失引当金繰入額	－百万円	16百万円

(有価証券関係)

子会社株式等及び関連会社株式等

前事業年度（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合 計	—	—	—

当中間会計期間（2025年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式及び出資金	6,521	7,164
関連会社株式及び出資金	51	51

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当行は、2025年4月22日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で「株式分割」及び株式分割に伴う「定款の一部変更」を行いました。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、当行株式に投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年9月30日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

なお、今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数 16,455,487株

今回の分割により増加する株式数 32,910,974株

株式分割後の発行済株式総数 49,366,461株

株式分割後の発行可能株式総数 150,000,000株

③分割の日程

基準日公告日 2025年9月12日（金曜日）

基準日 2025年9月30日（火曜日）

効力発生日 2025年10月1日（水曜日）

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	5,311円11銭	5,748円44銭

	前中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日
1株当たり中間純利益	155円05銭	193円89銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日（水曜日）をもって、当行定款第5条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

変更前定款	変更後定款
第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5千万株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億5千万株</u> とする。

4 【その他】

中間配当

2025年11月14日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,459百万円

1株当たりの中間配当金 150円

(注) 当行は、2025年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記の1株当たりの中間配当金につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月27日

株式会社名古屋銀行

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名古屋銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると

判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月27日

株式会社名古屋銀行

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大江友樹
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名古屋銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社名古屋銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専

門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月27日
【会社名】	株式会社 名古屋銀行
【英訳名】	The Bank of Nagoya, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤原 一朗
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目19番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社 名古屋銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲二丁目2番1号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 藤原 一朗は、当行の第108期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。